

所管：農林水産省

文書名：林業経営体に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（PR版）

リンク：https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_rin_PR.pdf

適用者：林業経営体(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)

【記載項目抜粋】

3 施設設備などの消毒の実施

3 施設設備等の消毒の実施

○**保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域^{※1}の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻りに手指が触れる箇所^{※2}を中心に、消毒液^{※3}で拭き取り等を実施して下さい。

※1 事務所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等

※2 ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバス・林業機械のハンドル・レバー等

※3 「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」で推奨される水及び石鹼による洗浄、熱水、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(塩素系漂白剤)、手指用以外の界面活性剤（洗剤）、次亜塩素酸水（一定条件を満たすもの）、**亜塩素酸水**